

8 申告書の記入にあたって

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

※口座振替を利用している事業はP.28もご覧ください。

○労災保険率(平成30年4月1日改定)

労災保険率は、事業の種類(業種)ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率に応じ、54の区分に分類されて**労災保険率表**により定められています。記入例の業種は「9801」のため、事業の種類は「卸売業・小売業」となります。

労災保険率表は同封されている令和2年度版下敷を参照してください。

※労災保険率表では4ケタの業種番号の上2ケタが表示されています。

記入例の業種であれば98(9801)となります。

※一人親方等(第2種特別加入)の方は、「特1」～「特18」のいずれかで表示されています。

- ④欄「常時使用労働者数」⑤欄「雇用保険被保険者数」
- ⑥欄「免除対象高年齢労働者数」

◎令和2年3月31日以前1年間の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。

④⑤欄はP.12、13およびP.26にしたがって正確に記入してください。

⑥欄は⑤欄のうち、平成31年4月1日現在で満64歳以上の高年齢労働者数を記入してください。

◎高年齢者の雇用保険料免除年齢について

令和元年度確定保険料が免除になるのは、昭和30年4月1日までに生まれた方(船舶所有者含む。)です。

(4月1日に生まれた方は含まれますのでご注意ください。)

※令和2年度概算保険料は、年齢にかかわらず、免除の対象にはなりませんので、ご注意ください。

令和2年度メリット制適用事業場には、ここに「メリット」と印字されています。

⑱欄「申告済概算保険料額」

事業主が令和元年度に申告した概算保険料額です。

⑳欄「期別納付額」

延納した場合の期別保険料額を記入してください。

納付期限

全期 第1期 8月31日

第2期 11月2日

第3期 2月1日

今期納付額を記入

※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じたら新たな領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんので、ご注意ください。
(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

口座振替を利用されている場合、領収済通知書での納付はできません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料

石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種別 32701 修正項目番号 入力決定コード

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
XX101234214-000

常時使用労働者数 雇用保険被保険者数

15 13

算定期間 平成31

区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額

労働保険料 56765

労働保険料 54151

雇用保険法適用者分 7840

高年齢労働者分 46311

保険料算定対象者分 56765

一般拠出金

算定期間 令和2

区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額

労働保険料 56765

労働保険料 46311

雇用保険法適用者分

高年齢労働者分

保険料算定対象者分

申告済概算保険料額 576

⑬当期額 ⑭不足額 10,509

差引額 ⑮還付額

⑯全期 ⑰当期 ⑱第2期 ⑲第3期

195,698 195,698 195,698 195,698

⑳加入している労働保険 ㉑雇用保険 ㉒特掲事業 ㉓該当す

㉔所在地 〇〇市〇〇-X-X

㉕事業名称 株式会社〇〇

領収済通知書(労働保険)

30841 〇〇労働局 0007533

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

XX101234214-000

9-29-2

納付の目的 1.令和 2.平成

2 1

(住所) XXX-XXXX

〇〇市〇〇-X

(氏名) 株式会社〇〇

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR種への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

令和2年6月12日

あて先 〒XXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇〇

〇〇労働局 uaj39uuu
労働保険特別会計歳入徴収官殿

令和2年4月1日から令和2年3月31日まで

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類
01 111 9801 50

※事業廃止等理由
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

令和2年4月1日から令和2年3月31日まで

⑨保険料・一般拠出金率
(イ) 1000分の (イ) 12.00
(ロ) 1000分の (ロ) 3.00
(ハ) 1000分の (ハ) 9.00
(ニ) 1000分の (ニ) 9.00
(ヘ) 1000分の (ヘ) 0.02

⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
(イ) 587094
(ロ) 170295
(ハ) 70560
(ニ) 416799
(ヘ) 1135

⑪概算・増加概算保険料額(⑩×⑬)
(イ) 587094
(ロ) 170295
(ハ) 70560
(ニ) 416799

⑫概算賃金総額
(イ) 12.00
(ロ) 3.00
(ハ) 9.00

⑬延納回数 3

⑭申告済概算保険料額
206,207

⑮増加概算保険料額
(⑬の(イ)～(ロ))
1,135

⑯納付回数 1

⑰事業又は作業の種類
卸売業・小売業

⑱事業廃止等理由
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

⑲労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑳労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉑労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉒労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉓労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉔労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉕労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉖労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉗労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉘労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉙労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉚労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉛労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉜労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉝労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉞労働保険特別会計歳入徴収官殿

㉟労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊱労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊲労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊳労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊴労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊵労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊶労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊷労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊸労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊹労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊺労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊻労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊼労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊽労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊾労働保険特別会計歳入徴収官殿

㊿労働保険特別会計歳入徴収官殿

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
P.5の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

⑧～⑩欄「確定保険料・一般拠出金算定基礎額」 「確定保険料・一般拠出金額」

- ⑧欄は、確定賃金総額を記入してください。
平成31年4月1日～令和2年3月31日の期間で労働者に支払った賃金総額(通勤手当・賞与も含む)
※労災保険分と雇用保険分が同額の場合はP.23をご覧ください。
⑩欄は、確定保険料額(⑧保険料算定基礎額×⑨保険料率)を記入してください。
※1円未満の端数は切り捨ててください。
※⑩欄の(イ)の合計額に(ニ)、(ヘ)を含めないよう注意してください。

一般拠出金(料率は1000分の0.02)
(例)賃金総額10万円→一般拠出金2円

- ⑧欄の(ヘ)には、⑧欄の(ロ)と同じ額を記入してください。
⑩欄の(ヘ)には、一般拠出金額(⑧欄の(ヘ)×⑨欄の(ヘ))を記入してください。
※1円未満の端数は切り捨ててください。

⑫～⑭欄「保険料算定基礎額の見込額」「概算保険料額」

- ⑫欄は、概算賃金総額を記入してください。
令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間で労働者に支払われることが予定される賃金総額の見込み額(通勤手当・賞与も含む)
⑭欄は、概算保険料額(⑫保険料算定基礎額の見込額×⑬保険料率)を記入してください。

⑰欄 納付回数「1」又は「3」

概算保険料総額(左の申告書の例では⑭(イ)欄)が、40万円以上(労災保険又は雇用保険のどちらか一方のみ成立している場合は20万円以上)の場合、3回に分けて納付(延納)することができます。3回延納する場合には「3」、それ以外は「1」と記入してください。
※記入がない場合には、1回納付(延納しない)とみなします。
なお、確定保険料の不足額及び一般拠出金は延納できませんので、第1期に納付してください。

⑳欄「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。
※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

㉑欄「事業又は作業の種類」

事業の内容・作業の種類を記入してください。

㉒欄「加入している労働保険」

㉓欄「特掲事業」㉔欄「事業」

㉕欄「事業主」

事業主の氏名(法人のときは代表者氏名)記入欄の押印については、記名押印または事業主自らの署名のいずれかになります。
「特掲事業」とは、建設・農林水産・清酒製造の事業が該当します。